

コスモス発308号  
平成27年9月14日

会 員 各 位

一般社団法人  
コスモス成年後見サポートセンター  
理事長 野崎 清好

### 成年被後見人の「マイナンバー通知受領方法」に関する注意

標記の件について、総務省自治行政局住民制度課へ問い合わせたところ「被後見人の通知カードを後見人が直接受け取る方法はない」との回答をいただきました。

よって、成年被後見人の住所が住民票と異なる場合には、早急に受取方法を検討してください。

(例)

1. 住民票の住所地に被後見人が住んでいない場合には、居所情報登録申請をする。(注意 医療機関・施設等向け記入欄あり)
2. 実際に配達される病院や施設には、通知が届いた場合には、後見人に連絡してもらい、後見人が受領するまで、開封することなく、管理してもらうように連絡しておく。

※居所情報登録申請は**9月25日まで**にする必要があります。手続きについては地方自治体窓口で確認のうえ、早めに行ってください。施設・病院への連絡も怠りなく行ってください。また、後見人として、特定個人情報であるマイナンバー通知の管理には十分注意してください。

以上